

知夫村立学校の教職員に関する  
業務管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

知夫村教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容・・・・ 4～7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・ 7～8

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになってきています。そのような中、教職員の働き方改革は、教育職員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を進め、限られた時間の中で教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保することで、教育の質の向上を目指すものです。

また、教職員がやりがいをもって働きやすい環境を整備することは、将来の知夫村を担う人材を育てるために欠かせないものであると考えます。

## (2) 本村の現状

○本村では、令和2年4月に、所管に属する学校の教職員の在校時間の上限に関する方針として「知夫村立小中学校の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本村における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月32時間	14%	0%
中学校	月19時間	39%	0%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が26.5%となっている。授業の準備・校務分掌の業務・部活動などの業務の負担が大きく、校務DX化や極小規模小中一貫校の特性を生かした校務分掌の分散化を図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・全ての教職員の1箇月時間外在校等時間を45時間以内にする。
- ・全ての教職員の1年間の時間外在校等時間を360時間以内にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和7年1月～12月の数値】

- ・全ての教職員の年次有給休暇の年間取得日数を5日以上にする。【100%】
- ・全ての教職員の年次有給休暇の年間取得日数の平均を13日以上にする。【56%】
- ・学校実施の教職員自己評価の項目、「働きやすい職場である」「教職にやりがいを感じる」の肯定的割合をそれぞれ90%以上とする。
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

【令和8年度～令和12年度】

## 4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容

○本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### (ア) 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①活動関係）

- ・小学部入学当初の一定期間の勤務時間内の下校指導以外は教職員における見守り活動は原則行わないこととする。

◇放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応  
(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間などにおける見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費の徴収は口座引き落としを継続する。但し、その他の徴収金については現状の学校による集金方法を継続する。

◇保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和8年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を教育委員会内に設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

**(イ) 教員以外が積極的に参画すべき業務**

◇調査・統計への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって村教委から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇校舎・体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・校舎・体育館等の地域開放施設の管理業務について、学校と教育委員会との役割分担を明確にして管理にあたる。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・休日の部活動については、地域指導者の発掘に努め、学校と連携を図りながら教職員の負担軽減に努める。平日の部活動については、活動時間・活動日数の適正化を図るとともに地域指導者の活用を進める。

## (ウ) 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業、その他教育活動を支援する教育支援員を配置する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加体制を整え、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修をすくなくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣体制を整備する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、生活時程の工夫を促す。
- ・デジタル技術の活用により、現状の指導要録や通知表の作成・出席簿の記入等以外の校務についても、「GIGAスクール構想の下での校務のDXチェックリスト」に基づいた自己点検により効率化を更に進める。
- ・勤務時間外の留守番電話機能の設定を継続して行う。

### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 心身の健康問題について相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるよう、長期休業中（夏・冬）に学校閉庁日（3日程度）を定めるとともに、取得を促す。
- ・ 学校における最終退勤時刻を月4回以上設定するよう促す。
- ・ 勤務時間インターバル（11時間）を確実に確保するための時差出勤制度の活用や、令和9年度中にテレワークの導入を進めることで、勤務時間の適正化を図る。

### 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出退勤システムで把握する。
- ・ 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合には、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・ 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校への本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本村における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力が得られるよう取り組む。